

## 参院選 各党の憲法政策を比較

2016年参議院選挙では、改憲勢力による発議に必要な三分の二の議席を許さないという点も注目されています。しかしながら、改憲を目指す与党は公約のなかで憲法について多くを語っていません。憲法改正を争点とせず、選挙後に改憲に突き進むような意図が感じられます。

一方で、野党統一候補を出している民進・共産・生活・社民4党と市民連合は、「憲法改正阻止」「安保法制廃止」の大義の元に集結しました。よって、改憲勢力の三分の二議席獲得阻止は当然の課題となります。

もちろん、4党の憲法に関する考え方はさまざまです。

いずれにしても憲法に関しては、参院選の大きな争点とし、国民の間で大いに議論し、改憲反対の声を広げようではありませんか。

ここにインターネットの「政くらべ「世論調査」」に掲載された各党の憲法政策を紹介します。

### <自民党> 参考：自民党憲法改正草案

国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の3つの基本原理は堅持しつつ、憲法改正を目指す。

参議院の選挙制度のあり方を検討。

憲法審査会における議論を進める。

自民党憲法改正草案はたたき台。

### <民進党>

憲法9条の改正に反対。

国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を堅持し、「新しい人権」「統治機構改革」などに対応した憲法を構想する。

2015年に成立した安保法制は白紙撤回。

### <公明党>

記載なし。

「国民に選択肢を示す争点として、成熟していない」

方向性としては加憲

### <おおさか維新の会> 参考：おおさか維新の会憲法改正原案

統治機構改革（地域主権）。

幼稚園から大学まで教育の無償化。

憲法裁判所の設置。

集団的自衛権の行使は厳格化。

### <日本共産党>

日本国憲法の前文を含む、全条項を守り、平和的民主的条項の完全実施を進める。

憲法改正は反対。

集団的自衛権の行使は憲法違反であるから、安保法制は廃止。

### <社民党>



奮闘する野党統一候補

日本国憲法の「平和主義」、「国民主権」、「基本的人権の尊重」の三原則を遵守し、憲法理念の具体化のための法整備や政策提起を進める。

憲法改正は反対。

集団的自衛権の行使を容認した「7・1閣議決定」を撤回し安保法制は廃止。

## 〈生活の党〉

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、国際協調の4原則のもと憲法理念を尊重。

参考：憲法についての考え方

政くらべ「世論調査」には、新党改革、日本のこころ、幸福実現党、国民の怒りの声も記載されていますが、省略しました。

## 日本共産党 憲法政策

### 安保法制＝戦争法廃止、立憲主義の回復、安倍改憲を許しません

憲法違反の安保法制＝戦争法を廃止し、立憲主義を取り戻します

憲法違反の戦争法廃止の審判を下しましょう……安倍政権は、国民多数の反対の意思も、8割の国民の「審議が不十分」という声も、9割以上の憲法学者の「憲法違反」との厳しい指摘も、いっさい無視して戦争法を強行しました。戦争法強行後も、国民の世論と運動は広がり、「戦争法廃止」の署名は1200万人を超えています。安保法制＝戦争法強行後、初めての国政選挙で「戦争法廃止」の審判を下そうではありませんか。

日本を「殺し、殺される」国にはなりません……戦争法には、「戦闘地域」での米軍等への兵站（へいたん）の拡大、戦乱が続いている地域での治安活動、地球上のどこでも米軍を守るための武器使用、集団的自衛権の行使という、自衛隊が海外で武力行使をする四つの仕組みが盛り込まれています。どれもが、憲法9条を乱暴に踏みこむものです。

とくに集団的自衛権は、憲法違反の核心部分です。アメリカが、ベトナム戦争やイラク戦争のような先制攻撃の戦争に乗り出したときに、言われるままに集団的自衛権を発動して、侵略国の仲間入りをする——ここにこそ、集団的自衛権行使のもっとも危険な本質があります。

戦争法が施行されたことによって、戦後はじめて、日本の自衛隊が“海外で外国人を殺し、戦死者を出す”危険が現実のものとなっています。南スーダンのPKO（国連平和維持活動）に派遣されている自衛隊の任務拡大、イラクやシリアでの過激組織ISに対する軍事作戦への自衛隊の参加、アフガニスタンの治安部隊を支援する軍事活動への自衛隊の参加などが、最初の「殺し、殺される」ケースになりかねません。戦争法は一刻も放置できません。その廃止は急務です。

立憲主義と民主主義を取り戻し、「個人の尊厳」を守り大切にする社会に……安倍政権は、「憲法9条のもとでは集団的自衛権は行使できない」という戦後60年余にわたる一貫した政府の憲法解釈を百八十度覆して安保法制＝戦争法を強行するという、立憲主義を破壊する禁じ手に踏み込みました。

立憲主義とは、憲法によって権力を縛るということです。国会で多数を持つ政権党であっても、憲法の枠組みに反する政治を行ってはならないということです。これが壊されたら、「法の支配」が「人の支配」に代わり、独裁政治が始まることとなります。

立憲主義によって権力を縛ることの究極の目的は、憲法13条が保障している、すべての国民を「個人として尊重」することであり、「個人の尊厳」を擁護することにあります。安倍政権による立憲主義破壊の政治は、「国家の暴走で個人の尊厳を踏みつぶす政治」です。それは、戦争法、秘密保護法、沖縄の米軍新基地建設、原発再稼働、TPP、格差拡大の経済政策など、あらゆる分野で表れています。

立憲主義を壊し、独裁政治の道をすすむのか、それとも立憲主義と民主主義を取り戻し、「個人の尊厳」を守り大切にする社会を築くのか——いま日本の政治にするどく問われています。

——安保法制＝戦争法を廃止します。

——集团的自衛権行使を容認した閣議決定を撤回し、立憲主義を回復します。

「自民党改憲案」にノーの審判を——変えるべきは憲法をないがしろにする政治です

安倍首相は「憲法を改正していく。自民党は憲法改正草案を決めている」とし、「(きたるべき国政選挙で)この草案をお示ししていきたい」と公言しています。「自民党改憲案」を許していいのかわか  
は、大争点です。

「自民党改憲案」は、憲法9条2項を削除して国防軍を創設すると明記し、海外での武力行使を無条件で可能にするものです。内閣総理大臣が「緊急事態を宣言」すれば、内閣が立法権を行使し、国民の基本的人権を停止するなど、事実上の「戒厳令」を可能にしています。「公益及び公の秩序」の名で基本的人権を制限できる仕組みに変え、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」とした憲法97条は、丸ごと削除されています。

これらは「憲法によって権力を縛る」という立憲主義を否定し、「憲法によって国民を縛る」ものに大変質させてしまうものです。「憲法を憲法でなくしてしまう」時代逆行の「自民党改憲案」にノーの審判を下しましょう。

日本国憲法は、世界でも最先端とっていい先駆的な内容を持っています。憲法9条は、恒久平和主義を徹底した世界に誇る宝です。日本国憲法には、政治的権利とともに、生存権、働く権利などの経済的権利も含め、30条にわたる豊かで先駆的な人権規定が明記されています。変えるべきは憲法ではありません。憲法をないがしろにしてきた政治です。

——安倍政権による憲法改悪を許しません。

——日本国憲法の前文を含む全条項を守り、平和的民主的条項の完全実施をすすめます。

憲法9条にたった平和の外交戦略を提唱します

いま日本にもとめられるのは安保法制＝戦争法ではなく、憲法9条にたった平和の外交戦略です。

北朝鮮問題——対話による解決へ、国際社会の一致結束した外交努力を……北朝鮮が、核実験や弾道ミサイル発射を繰り返して強行し、世界の平和と安定への重大な脅威をもたらしています。

国連安保理は、北朝鮮の行為に対して、これまでにない厳しい制裁措置を決定するとともに、「緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控える」よう各国に呼びかけ、6カ国協議(日本、韓国、中国、アメリカ、ロシア、北朝鮮)の再開を強く呼びかけています。安保理決議に基づく北朝鮮に対する制裁措置を全面実施し、北朝鮮を対話の場に復帰させる、これが国際社会の共通の認識であり目標です。

安倍政権は、北朝鮮問題を利用して、安保法制＝戦争法を合理化しようとしています。しかし、北朝鮮の軍事挑発に対して、日本が戦争法という軍事で構えたら、軍事対軍事の悪循環に陥るだけです。北朝鮮問題を利用して、戦争法を合理化することには、一かけらの道理もありません。

——北朝鮮を6カ国協議という対話のテーブルにつかせ、核・ミサイル開発を放棄させる、国際社会の一致結束した外交努力を強く求めます。

南シナ海問題——一方的な現状変更と軍事的緊張を高める行動の中止を求めます……南シナ海では、中国が、領有権紛争のある南沙諸島に人工島を造成し、レーダーを設置し、西沙諸島でミサイルや戦闘機を配備し、周辺諸国との間で緊張が高まっています。

中国の行動は、ASEAN(東南アジア諸国連合)諸国と結んだ「南シナ海行動宣言」(DOC)の「現在無人の島嶼(とうしょ)、岩礁、浅瀬、洲その他のものへの居住を慎む」「紛争を複雑化あるいは激化させ、また平和と安定に影響を与えるような行動を自制する」という規定、みずから署名した約束に反しています。

——南シナ海での一方的な現状変更と軍事的緊張を高める行動を中止し、外交交渉による平和的解決に徹することを求めます。

戦争法への「平和的対案」——「北東アジア平和協力構想」……日本共産党は、つぎの四つの目標と原則からなる「北東アジア平和協力構想」を提唱しています。

(1) 北東アジア規模の「友好協力条約」を締結します。

- (2) 北朝鮮問題は、困難はあっても「6カ国協議」の枠組みで解決をはかります。
- (3) この地域に存在する領土に関する紛争問題をエスカレートさせない行動規範を結びます。
- (4) 日本が過去に行った侵略戦争と植民地支配の反省は、地域の友好と協力のうで不可欠の土台となります。

この「構想」は、ASEAN諸国が東南アジアで現に実践している、東南アジア友好協力条約(TAC)のような、あらゆる問題を平和的な話し合いで解決する地域の平和協力の枠組みを北東アジアにも構築しようというものです。

日本共産党の提唱には、アジア諸国の政府関係者からも共感の声が広がっています。ここにこそ、安倍政権がすすめる安保法制＝戦争法に対する、「平和的対案」があります。

## 民進党 憲法政策

**基本姿勢** 憲法は、主権者である国民が国を成り立たせるに際し、国家権力の行使について統治機構の在り方を定め、たうえで一定の権限を与えると同時に、その権限の行使が国民の自由や権利を侵害することのないよう制約を課すものであって、時の権力が自らの倫理観を国民に押しつけるものではないことを確認して、国民とともに憲法の議論を進めます。

私たちは、日本国憲法が掲げ、戦後70年間にわたり国民が大切に育んできた「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の理念を堅持し、自由と民主主義を基調とした立憲主義を断固として守ります。

そのうえで、象徴天皇制のもと、新しい人権や地方自治を含む統治機構改革など、時代の変化に対応した未来志向の憲法を国民とともに構想していきます。

**基本的人権** 基本的人権は、人間が人間として生まれてきたことにより、誰もが当然に享有する権利です。基本的人権は、他人の基本的人権との衝突を回避するために調整されることはあっても、「公益」や「公の秩序」といった他の価値の後回しにされるものではありません。この基本原理を踏まえて、環境権、知る権利など新しい人権を憲法にどのように位置付けるのか、議論を深めます。

**国会** 統治機構改革を進める中で、国と地方の役割分担、中央機能の役割分担と監視・抑制機能の在り方の議論を深めます。

**行政** 国民主権の実効性を高めるため、真の政治主導と内閣主導の実現をめざして、内閣法や国家行政組織法などを見直し、体制を整備します。

**地域主権** 国と地方の役割を抜本的に見直し、国の役割は、外交、安全保障、社会保障制度やマクロ経済政策等に限定し、住民に身近な行政は地方自治体が担うこととします。

**平和主義と安全保障** 平和主義を脅かす憲法9条の改正には反対します。海外の紛争に武力をもって介入しない、それが憲法9条の平和主義の根幹です。自民党の憲法改正草案のように9条を変えて、制約の無い集団的自衛権の行使を憲法上認めることは許されません。平和主義を断固として守ります。

**緊急事態** 緊急事態に対しては、必要に応じて既存の法制度を見直し、万全な対応ができる体制を構築することとし、基本的人権を尊重した下で緊急事態への対応を行います。緊急事態が生じた場合にであっても、立法府の存立が確保され、国民主権が保障されるよう、国会議員の任期に関する規定の在り方を含め検討します。

**憲法裁判所** 政治、行政に恣意的な憲法解釈をさせないために、憲法裁判所の設置検討など違憲審査機能の拡充を図ります。

**改正手続き** 憲法の役割は、国家権力の暴走、多数決の横暴などから、国民の自由や、権利を守ることにあります。したがって、憲法の改正にあたっては、丁寧な議論を積み上げ、広範な合意の成立をめざすべきであり、その発議に衆参両院の総議員の3分の2以上の賛成を必要とする考え方には合理性があります。憲法解釈を恣意的に歪めたり、改正の中身を問うこともなく、改正手続きの要件緩和を先行させることには、立憲主義の本旨に照らして反対です。